

改正

平成19年11月15日規則第13号
平成30年12月13日規則第34号
令和2年9月3日規則第40号
令和3年3月31日規則第13号
令和3年12月27日規則第45号
令和7年4月30日規則第15号

日出町土砂等の小規模堆積行為の規制に関する条例施行規則

日出町土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積行為の規制に関する条例施行規則（平成11年規則第4号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、日出町土砂等の小規模堆積行為の規制に関する条例（平成19年日出町条例第10号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（条例第2条第2号の規則で定める行為）

第2条 条例第2条第2号の規則で定める行為は、次に掲げる施設又は土地の区域内において行う埋立て、盛土その他の土地への土砂等の堆積を行う行為とする。

- （1） 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項の規定による許可を受けた一般廃棄物処理施設又は同法第15条第1項の規定による許可を受けた産業廃棄物処理施設
- （2） 鉱山保安法（昭和24年法律第70号）第13条第1項の規定による届出をした施設
- （3） 土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第6条第4項に規定する要措置区域又は同法第11条第2項に規定する形質変更時要届出区域
- （4） 土壌汚染対策法第17条の規定による汚染土壌の運搬に際し当該汚染土壌を一時的に保管する施設
- （5） 土壌汚染対策法第22条第1項の許可を受けた汚染土壌処理施設
- （6） 汚染された土砂等を処理するための施設で町長が指定するもの

（条例第6条第1項第1号の規則で定める公共的団体）

第3条 条例第6条第1項第1号の規則で定める公共的団体は、次に掲げる者とする。

- （1） 西日本高速道路株式会社及び日本下水道事業団
- （2） 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人
- （3） 国立大学法人法（平成15年法律第112号）に基づき設立された国立大学法人及び大学共同利用機関法人
- （4） 地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に基づき設立された地方住宅供給公社
- （5） 地方道路公社法（昭和45年法律第82号）に基づき設立された地方道路公社
- （6） 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第10条第1項の規定により設立された土地開発公社
- （7） 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）に基づき設立された地方独立行政法人及び公立大学法人
- （8） 土地改良法（昭和24年法律第195号）第10条第1項の規定により認可された土地改良区及び同法第77条第2項の規定により認可された土地改良区連合（これらの者が同法の規定に基づく土地改良事業を行う場合に限る。）
- （9） 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第14条第1項の規定により認可された土地区画整理組合（同法の規定に基づく土地区画整理事業を行う場合に限る。）
- （10） 都市再開発法（昭和44年法律第38号）第11条第1項の規定により認可された市街地再開発組合（同法の規定に基づく市街地再開発事業を行う場合に限る。）
- （11） 前各号に掲げる者のほか、国又は地方公共団体がその基本財産に出えんしている公益財団法人又はその資本金その他これに準ずるものの2分の1以上を出資している法人であつて、土砂等を適正に処理することに関し、国又は地方公共団体と同等以上の能力があると町長が認めたもの

（条例第6条第1項第4号の規則で定める事業）

第4条 条例第6条第1項第4号の規則で定める事業は、運動場、道路、駐車場その他の施設の本来の機能を保

全するために行う事業とする。

(条例第6条第2項の規則で定める関係者)

第5条 条例第6条第2項の規則で定める関係者は、次に掲げる者とする。

- (1) 隣接地の所有者又は管理者
- (2) 区長
- (3) 水利権者等
- (4) その他町長が必要と認める者

(土砂基準)

第6条 条例第2条第4号に規定する土砂基準は、別表の項目の欄に掲げる項目ごとに、同表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

- 2 前項の土砂基準に適合しているかどうかは、別表の項目の欄に掲げる項目ごとに、当該項目に係る土砂等の汚染の状況を的確に把握することができると認められる場所において採取された土砂等について、同表の測定方法の欄に掲げる方法により測定した測定値により判断するものとする。

(許可の申請)

第7条 条例第7条第1項の申請書は、小規模堆積許可申請書(様式第1号)とする。

- 2 条例第7条第1項第9号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 小規模堆積の目的
- (2) 申請者が条例第8条第1号オに規定する未成年者(以下「未成年者」という。)である場合にあっては、法定代理人の氏名及び住所(法定代理人が法人である場合にあっては、その商号又は名称及び住所並びにその役員の氏名)
- (3) 一時的堆積事業にあっては、土砂等の最大堆積時における土砂等の量

- 3 条例第7条第2項の規則で定める書類及び図面は、次に掲げるものとする。

- (1) 申請者の住民票の写し(法人にあっては、登記事項証明書)
 - (2) 申請者が未成年者である場合にあっては、その法定代理人の住民票の写し(法定代理人が法人である場合にあっては、登記事項証明書)
 - (3) 小規模堆積の施行に関する計画書
 - (4) 小規模堆積区域及び小規模堆積の用に供する施設の位置を明らかにした縮尺5万分の1以上の図面並びに小規模堆積区域及びその周辺の状況を示す図面
 - (5) 小規模堆積区域の計画平面図及び計画断面図(一時的堆積事業にあっては、土砂等の最大堆積時における計画平面図及び計画断面図)で小規模堆積の施行前の状況を確認することができるもの
 - (6) 小規模堆積区域の土地の登記事項証明書(申請者が当該土地の所有者でない場合にあっては、当該土地の登記事項証明書及び使用権原を証する書類)及び公図の写し
 - (7) 小規模堆積区域に搬入する土砂等の採取場所ごとに、当該土砂等が当該採取場所から採取されたものであることを証する書面(様式第2号。以下「土砂等採取元証明書」という。)及び小規模堆積区域に搬入する土砂等の採取場所ごとに採取した試料ごとに作成した検査試料採取調書(様式第3号)及び当該試料による検査に係る計量証明書で当該試料が土砂基準に適合していることを証する書面(以下「土砂基準適合証明書」という。)。ただし、条例第7条第1項第8号アからエまでのいずれかに該当する場合にあっては、土砂基準適合証明書を省略することができる。
 - (8) 小規模堆積に使用される土砂等の量の積算を記載した計算書(一時的堆積事業にあっては、土砂等の最大堆積時における土砂等の量の積算を記載した計算書)
 - (9) その他町長が必要と認める書類及び図面
- (条例第8条第1項第1号カ及びキの規則で定める使用人)

第8条 条例第8条第1項第1号カ及びキ(条例第9条第3項において準用する場合を含む。)の規則で定める使用人は、申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者であるものとする。

- (1) 本店又は支店(商人以外の者にあっては、主たる事務所又は従たる事務所)
- (2) 前号に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、土砂等の堆積行為に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

第9条及び第10条 削除

(変更の許可の申請等)

第11条 条例第9条第1項の規則で定める軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。

- (1) 条例第6条第1項の許可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - (2) 現場責任者
 - (3) 小規模堆積に使用される土砂等の量（土砂等の量を増大しないものであり、かつ、小規模堆積区域の面積を増大しないものに限る。次号において同じ。）
 - (4) 一時的堆積事業にあっては、土砂等の最大堆積時における土砂等の量
 - (5) 小規模堆積の施行期間（当該期間を短縮させるものに限る。）
 - (6) 小規模堆積の目的
- 2 条例第9条第2項の申請書は、小規模堆積変更許可申請書（様式第4号）とする。
- 3 条例第9条第2項の規則で定める書類及び図面は、第7条第3項各号に掲げる書類及び図面のうち変更事項に係る書類及び図面とする。
- 4 条例第9条第4項の規定による届出は、小規模堆積変更届出書（様式第5号）により行わなければならない。
- 5 前項の届出書には、第1項第1号に掲げる事項の変更の場合にあっては条例第6条第1項の許可を受けた者の住民票の写し（法人にあっては登記事項証明書）を、第1項第3号に掲げる事項の変更の場合（一時的堆積事業の場合を除く。）にあっては変更後の小規模堆積に使用される土砂等の量の積算を記載した計算書並びに変更後の小規模堆積区域の計画平面図及び計画断面図を、同項第4号に掲げる事項の変更にあっては変更後の土砂等の最大堆積時における土砂等の量の積算を記載した計算書並びに変更後の土砂等の最大堆積時における小規模堆積区域の計画平面図及び計画断面図を添付しなければならない。
- （小規模堆積の着手の届出）

第12条 条例第10条の規定による届出は、小規模堆積着手届出書（様式第6号）により行わなければならない。

（土砂等管理台帳）

第13条 条例第11条に規定する土砂等管理台帳は、小規模堆積土砂等管理台帳（様式第7号）とする。

- 2 条例第11条第3号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。
- (1) 条例第6条第1項の許可を受けた者の氏名又は名称
 - (2) 小規模堆積の許可番号
 - (3) 小規模堆積区域の所在地
 - (4) 小規模堆積区域の面積
 - (5) 小規模堆積の施行期間
 - (6) 小規模堆積に使用される土砂等の量（一時的堆積事業にあっては、小規模堆積に使用される土砂等の量及び土砂等の最大堆積時における土砂等の量）
 - (7) 現場責任者の氏名
 - (8) 小規模堆積に使用される土砂等の採取場所並びに当該土砂等を採取した者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - (9) その他町長が必要と認める事項
- 3 第1項の土砂等管理台帳は、毎月10日までに、前月中における条例第11条各号に規定する事項について、記載を終了していなければならない。
- 4 条例第6条第1項の許可を受けた者は、毎月15日までに、前項の規定により記載を終了した土砂等管理台帳の写し1通を町長に提出しなければならない。
- （土壌検査）

第14条 条例第12条第1項の規定による土壌検査は、当該小規模堆積において搬入しようとする土砂等の量5,000立方メートルごとに行わなければならない。

- 2 前項の土壌検査は、町長の指定する日において、町長が指定する職員の立会いの下に採取した土砂等について行わなければならない。
- 3 第1項の土壌検査は、別表の項目の欄に掲げる項目ごとに、当該項目に係る小規模堆積区域内の土砂等の汚染の状況を的確に把握することができると認められる場所において採取された土砂等について、同表の測定方法の欄に掲げる測定方法により行わなければならない。
- （土壌検査等の報告）

第15条 条例第12条第2項の規定による報告は、小規模堆積土壌検査報告書（様式第8号）を提出して行わなければならない。

- 2 前項の報告書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。
- (1) 土壌検査の試料とした土砂等を採取した場所を示す図面

- (2) 土壌検査のために採取した試料ごとに作成した検査試料採取調書
- (3) 土壌検査に係る計量証明書
(標識の掲示)

第16条 条例第14条第1項の規定による標識の掲示は、小規模堆積が施行されている間、土砂等の堆積行為の許可に関する標識（様式第9号）により行わなければならない。

2 条例第14条第1項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 許可年月日及び許可番号
- (2) 小規模堆積の目的
- (3) 小規模堆積区域の所在地
- (4) 小規模堆積を行う者の氏名又は名称、住所及び電話番号並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (5) 現場事務所の所在地及び電話番号
- (6) 現場責任者の氏名
- (7) 小規模堆積の施行期間
- (8) 小規模堆積区域の面積
- (9) その他町長が必要と認める事項
(小規模堆積の廃止等の届出)

第17条 条例第15条第1項の規定による届出は、小規模堆積廃止（休止・再開）届出書（様式第10号）により行わなければならない。

(小規模堆積の完了の届出)

第18条 条例第16条第1項の規定による届出は、小規模堆積完了届出書（様式第11号）により行わなければならない。

(承継の届出)

第19条 条例第17条第2項の規定による届出は、小規模堆積承継届出書（様式第12号）により行わなければならない。

(譲受けの許可の申請)

第20条 条例第18条第2項に規定する申請書は、小規模堆積譲受許可申請書（様式第13号）とする。

2 条例第18条第2項の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 申請者の住民票の写し（法人にあっては登記事項証明書）
- (2) 申請者が未成年者である場合にあっては、法定代理人の住民票の写し（法定代理人が法人である場合にあっては、登記事項証明書）
- (3) 小規模堆積区域の土地の登記事項証明書（申請者が当該土地の所有者でない場合にあっては、当該土地の登記事項証明書及び使用権原を証する書類）
- (4) その他町長が必要と認める書類

3 条例第18条第2項第4号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 現場責任者の氏名
- (2) 譲受けの理由
- (3) 申請者が未成年者である場合にあっては、法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合にあっては、その商号又は名称及び住所並びにその役員の氏名）
(立入検査等の身分証明書)

第21条 条例第22条第2項の身分を示す証明書は、立入検査員証（様式第14号）又は環境省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令（令和3年環境省令第2号）別記様式とする。

(書類の提出)

第22条 条例及びこの規則の規定により町長に提出する書類の部数は正本及び副本それぞれ1部（条例第11条の土砂等管理台帳の写しにあっては正本1通）とする。

(委任)

第23条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この規則は、平成19年6月1日から施行する。

附 則（平成19年11月15日規則第13号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年12月13日規則第34号）

この規則は、平成31年7月1日から施行する。

附 則（令和2年9月3日規則第40号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年3月31日規則第13号）

（施行期日）

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

（本人確認）

4 町長は、新様式による申請その他の手続について必要があると認めるときは、当該申請その他の手続を行う者が本人（その者が代理人である場合の当該代理人を含む。）であることを確認することができる書類の提示を求めるものとする。

附 則（令和3年12月27日規則第45号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和7年4月30日規則第15号）

この規則は、令和7年5月1日から施行する。

別表（第6条、第14条関係）

項目	基準値	測定方法
カドミウム	検液1リットルにつき0.003ミリグラム以下であること。	日本産業規格（以下「規格」という。）K0102－3 14.3、14.4又は14.5に定める方法
全シアン	検液中に検出されないこと。	規格K0102－2 9.3.2若しくは9.3.3の蒸留操作を行い、9.4、9.5、9.6若しくは9.7の分析を行う方法又は水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年環境庁告示第59号。以下「環境基準告示」という。）付表1（蒸留操作は装置にて行う。）に掲げる方法
有機燐（りん）	検液中に検出されないこと。	規格K0102－4 7.2.1及び7.2.3に定める方法又はパラチオン、メチルパラチオン若しくはE P Nにあっては規格K0102－4 7.2.1、7.2.2.2及び7.2.5若しくは7.2.1及び7.2.6に定める方法（ただし、7.2.6に定める方法により測定する場合において、7.2.2のクリーンアップを行うときは、7.2.2.2に定める操作とする。）
鉛	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下であること。	規格K0102－3 13.2、13.3、13.4又は13.5に定める方法
六価クロム	検液1リットルにつき0.05ミリグラム以下であること。	規格K0102－3 24.3（24.3.7を除く。）に定める方法。（ただし、24.3.2に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあっては、規格K0170－7 7のa）又はb）に定める操作を行うものとする。
砒（ひ）素	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土砂等1キログラムにつき	基準値のうち、検液中濃度に係るものにあつては規格K0102－3 20.2、20.3、20.4又は20.5に定める方法、農用地に係るものにあつ

	15ミリグラム未満であること。	ては農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る砒素の量の検定の方法を定める省令（昭和50年総理府令第31号）に定める方法
総水銀	検液1リットルにつき0.0005ミリグラム以下であること。	環境基準告示付表2に掲げる方法
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	環境基準告示付表3及び排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和49年環境庁告示第64号。以下「排水基準告示」という。）付表1に掲げる方法
P C B	検液中に検出されないこと。	環境基準告示付表4に掲げる方法
銅	農用地（田に限る。）において、土砂等1キログラムにつき125ミリグラム未満であること。	農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る銅の量の検定の方法を定める省令（昭和47年総理府令第66号）に定める方法
ジクロロメタン	検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下であること。	規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下であること。	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1.2—ジクロロエタン	検液1リットルにつき0.004ミリグラム以下であること。	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1.1—ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.1ミリグラム以下であること。	規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1.2—ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.04ミリグラム以下であること。	シス体にあつては規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法、トランス体にあつては規格K0125 5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
1.1.1—トリクロロエタン	検液1リットルにつき1ミリグラム以下であること。	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1.1.2—トリクロロエタン	検液1リットルにつき0.006ミリグラム以下であること。	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下であること。	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下であること。	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1.3—ジクロロプロペン	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下であること。	規格K0125 5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
クロロエチレン	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下であること。	地下水の水質汚濁に係る環境基準について（平成9年環境庁告示第10号）付表に掲げる方法
チウラム	検液1リットルにつき0.006ミリグラム以下であること。	環境基準告示付表5に掲げる方法
シマジン	検液1リットルにつき0.003ミリグラム以下であること。	環境基準告示付表6の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下であること。	環境基準告示付表6の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下であること。	規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下であること。	規格K0102—3 26.2、26.3又は26.4に定める方法

ふっ素	検液 1 リットルにつき 0.8 ミリグラム以下であること。	規格 K0102-2 5.2 及び 5.3、5.2 及び 5.4 (妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約 200 ミリリットルに硫酸 10 ミリリットル、りん酸 60 ミリリットル及び塩化ナトリウム 10 グラムを溶かした溶液とグリセリン 250 ミリリットルを混合し、水を加えて 1,000 ミリリットルとしたものを用い、規格 K0170-6 6 図 2 注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。) 又は 5.2 (蒸留操作を行う場合にあっては、フェノールフタレイン溶液を加えず、pH 試験紙によって液性を判別する。懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、これを省略することができる。) 及び 5.5 に定める方法
ほう素	検液 1 リットルにつき 1 ミリグラム以下であること。	規格 K0102-3 5.2、5.5 又は 5.6 に定める方法

備考

- 1 基準値のうち検液中濃度に係るものにあつては、土壤の汚染に係る環境基準について（平成 3 年環境庁告示第 46 号）付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。この場合において、同表中「土壤」とあるのは、「土砂等」と読み替えるものとする。
- 2 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。
- 4 1.2-ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125 5.1、5.2 又は 5.3.2 より測定されたシス体の濃度と規格 K0125 5.1、5.2 又は 5.3.1 より測定されたトランス体の濃度の和とする。

(表)
小 規 模 堆 積 許 可 申 請 書

年 月 日

日出町長 様

申請者 住 所
 氏 名
 (法人にあっては、名
 称及び代表者の氏名)
 電話番号 ()

日出町土砂等の小規模堆積行為の規制に関する条例第 6 条第 1 項の規定により、小規模堆積の許可を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

小 規 模 堆 積 区 域 の 所 在 地	
小 規 模 堆 積 区 域 の 面 積	m ²
小 規 模 堆 積 の 目 的	
小規模堆積の用に供する施設の設置に関する計画	
現 場 事 務 所 の 所 在 地	
現 場 責 任 者 の 氏 名	
採取場所から採取された土壌の汚染状態についての検査の結果	
小規模堆積に使用される土砂等の量	m ³
土砂等の最大堆積時における土砂等の量（一時的堆積事業の場合）	m ³
小 規 模 堆 積 の 施 行 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
申請者が未成年者である場合にあつては、法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合にあつては、その商号又は名称及び住所並びにその役員の氏名）	

(裏)

添付書類及び図面

- 1 申請者の住民票の写し（法人にあつては、登記事項証明書）
- 2 申請者が未成年者である場合の法定代理人の住民票の写し（法定代理人が法人である場合にあつては、登記事項証明書）
- 3 小規模堆積の施行に関する計画書
- 4 小規模堆積区域及び小規模堆積の用に供する施設の位置を明らかにした縮尺 5 万分の 1 以上の図面並びに小規模堆積区域及びその周辺の状況を示す図面
- 5 小規模堆積区域の計画平面図及び計画断面図（一時的堆積事業にあつては、土砂等の最大堆積時における計画平面図及び計画断面図）で、小規模堆積の施行前の状況を確認することができるもの
- 6 小規模堆積区域の土地の登記事項証明書（申請者が当該土地の所有者でない場合にあつては、当該土地の登記事項証明書及び使用権原を証する書類）及び公図の写し
- 7 小規模堆積区域に搬入する土砂等の採取場所ごとに、当該土砂等が当該採取場所から採取されたものであることを証する書面（様式第 2 号）及び小規模堆積区域に搬入する土砂等の採取場所ごとに採取した試料ごとに作成した検査試料採取調書（様式第 3 号）及び当該試料による検査に係る計量証明書で当該試料が土砂基準に適合していることを証する書面（以下「土砂基準適合証明書」という。）。ただし、条例第 7 条第 1 項第 8 号アからエまでのいずれかに該当する場合にあつては、土砂基準適合証明書を省略することができる。
- 8 小規模堆積に使用される土砂等の量の積算を記載した計算書（一時的堆積事業にあつては、土砂等の最大堆積時における土砂等の量の積算を記載した計算書）
- 9 その他町長が必要と認める書類及び図面

土 砂 等 採 取 元 証 明 書

年 月 日

日出町長 様

採取者 住 所
 氏 名
 (法人にあつては、名
 称及び代表者の氏名)
 電話番号 ()

下記のとおり土砂等を採取したことを証明する。

記

採 取 場 所 の 所 在 地		
採取した土砂等が建設工事等により発生した場合にあつては、当該建設工事等の概要	工 事 名	
	施 工 場 所	
	発 注 者	住所 氏名 電話番号
	工事施行期間	
採 取 し た 土 砂 等 の 量		
採取した土砂等の運搬事業者の住所、氏名及び電話番号		

検 査 試 料 採 取 調 書

年 月 日

日出町長 様

採取者 住 所
氏 名
(法人にあっては、名
称及び代表者の氏名)
電話番号 ()

下記調書のとおり相違ありません。

記

採取した試料の検査に係る計量証明書の発行番号等	発行年月日	年 月 日
	発 行 番 号	
	発 行 者	
採 取 年 月 日	年 月 日	
採 取 の 方 法		

小規模堆積変更許可申請書

年 月 日

日出町長 様

申請者 住 所
氏 名
(法人にあっては、名
称及び代表者の氏名)
電話番号 ()

日出町土砂等の小規模堆積行為の規制に関する条例第 9 条第 1 項の規定により、小規模堆積の変更の許可を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

許可番号等	年 月 日		第 号	
変更の内容	変 更 後		変 更 前	
変更の理由				

添付書類及び図面

日出町土砂等の小規模堆積行為の規制に関する条例施行規則第 7 条第 3 項各号に掲げる書類及び図面のうち変更事項に係る書類及び図面

小 規 模 堆 積 変 更 届 出 書

年 月 日

日出町長 様

届出者 住 所
氏 名
(法人にあつては、名
称及び代表者の氏名)
電話番号 ()

小規模堆積に係る軽微な変更を行ったので、日出町土砂等の小規模堆積行為の規制に関する条例第 9 条第 4 項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

許可番号等	年 月 日	第 号
	変 更 後	変 更 前
変 更 の 内 容		
変 更 の 理 由		

添付書類

- 1 条例第 6 条第 1 項の許可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人の代表者の氏名の変更の場合にあつては、当該許可を受けた者の住民票の写し（法人にあつては登記事項証明書）
- 2 小規模堆積に使用される土砂等の量の変更の場合にあつては、変更後の小規模堆積に使用される土砂等の量の積算を記載した計算書並びに変更後の小規模堆積区域の計画平面図及び計画断面図
- 3 一時的堆積事業の土砂等の最大堆積時における土砂等の量の変更の場合にあつては、変更後の土砂等の最大堆積時における土砂等の量の積算を記載した計算書並びに変更後の土砂等の最大堆積時における小規模堆積区域の計画平面図及び計画断面図

小 規 模 堆 積 着 手 届 出 書

年 月 日

日出町長 様

届出者 住 所
 氏 名
 (法人にあつては、名
 称及び代表者の氏名)
 電話番号 ()

小規模堆積に着手したので、日出町土砂等の小規模堆積行為の規制に関する条例第10条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

許 可 番 号 等	年 月 日 第 号
小規模堆積区域の所在地	
着 手 年 月 日	年 月 日

様式第 7 号 (第13条関係)
(その 1)

小規模堆積土砂等管理台帳

(年 月分)

小規模堆積許可事業者名		小規模堆積許可番号	
小規模堆積区域の所在地		小規模堆積施行期間	
小規模堆積区域の面積		小規模堆積に使用される土砂等の搬入量	
現場責任者氏名		電 話 番 号	

(単位：m³)

日付	1 日ごとの 搬 入 量	採 取 場 所 ご と の 内 訳			
	前月までの 累計	採取場所 () 採取者名 ()	採取場所 () 採取者名 ()	採取場所 () 採取者名 ()	採取場所 () 採取者名 ()
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
計					
累計					
(残)					

注 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか又は別葉に記載した書類を添付すること。

(その2)

小規模堆積土砂等管理台帳（一時的堆積事業）

（ 年 月分）

小規模堆積許可事業者名		小規模堆積許可番号	
小規模堆積区域の所在地		小規模堆積施行期間	
小規模堆積区域の面積		使用される土砂等の量	
現場責任者氏名		最大堆積時の土砂等の量	
電話番号			

（単位：m³）

日付	搬入量	採取場所ごとの内訳			搬出量	搬出先ごとの内訳			残量
	前月までの累計	採取場所 () 採取者名 ()	採取場所 () 採取者名 ()	採取場所 () 採取者名 ()	前月までの累計	搬出先 ()	搬出先 ()	搬出先 ()	前月までの累計
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									
21									
22									
23									
24									
25									
26									
27									
28									
29									
30									
31									
計									
累計									

注 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか又は別葉に記載した書類を添付すること。

(その2)

小規模堆積土砂等管理台帳（一時的堆積事業）

（ 年 月分）

小規模堆積許可事業者名		小規模堆積許可番号	
小規模堆積場の所在地		小規模堆積施行期間	
小規模堆積区域の面積		使用される土砂等の量	
現場責任者氏名		最大堆積時の土砂等の量	
電話番号			

（単位：m³）

日付	搬入量	採取場所ごとの内訳			搬出量	搬出先ごとの内訳			残量
	前月までの累計	採取場所 () 採取者名 ()	採取場所 () 採取者名 ()	採取場所 () 採取者名 ()	前月までの累計	搬出先 ()	搬出先 ()	搬出先 ()	前月までの累計
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									
21									
22									
23									
24									
25									
26									
27									
28									
29									
30									
31									
計									
累計									

注 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか又は別葉に記載した書類を添付すること。

小規模堆積土壌検査報告書

年 月 日

日出町長 様

報告者 住 所
氏 名
(法人にあつては、名
称及び代表者の氏名)
電話番号 ()

小規模堆積に係る土壌検査を行ったので、日出町土砂等の小規模堆積行為の規制に関する条例第12条第 2 項の規定により、下記のとおり報告します。

記

許 可 番 号 等	年 月 日 第 号
検 査 試 料 採 取 年 月 日	年 月 日
計量証明書の交付を受けた日	年 月 日
検 査 結 果	

添付書類

- 1 土壌検査の試料とした土砂等を採取した場所を示す図面
- 2 土壌検査のために採取した試料ごとに作成した検査試料採取調書
- 3 土壌検査に係る計量証明書

様式第 9 号（第14条関係）

土砂等の堆積行為の許可に関する標識	
許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
小規模堆積の目的	
小規模堆積区域の所在地	
事業者の住所、氏名 （名称、代表者氏名） 及び電話番号	住所 氏名（名称） （代表者氏名） 電話番号
現場事務所の所在地 及び電話番号	所在地 電話番号
現場責任者の氏名	
小規模堆積の施行期間	年 月 日 から 年 月 日まで
小規模堆積区域の面積	m ²
土砂等の主な採取場所	
土砂等の搬入予定量（一時的堆積事業の場合は、年間の搬入及び搬出予定量）	
備考	

注 縦横それぞれ 90センチメートル以上とする。

小規模堆積廃止（休止・再開）届出書

年 月 日

日出町長 様

届出者 住 所
氏 名
(法人にあっては、名
称及び代表者の氏名)
電話番号 ()

小規模堆積を 廃止・再開 した（休止したい）ので、日出町土砂等の小規模堆積行為の規制に関する条例第15条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

許 可 番 号 等	年 月 日 第 号
廃止（休止・再開）年月日	年 月 日
休 止 期 間	年 月 日 から 年 月 日まで

添付書類

- 1 小規模堆積の廃止の場合にあっては、廃止後の小規模堆積区域の平面図、断面図及び写真
- 2 小規模堆積の休止の場合にあっては、休止時の小規模堆積区域の平面図、断面図及び写真

小規模堆積完了届

年 月 日

日出町長 様

届出者 住 所
氏 名
(法人にあつては、名
称及び代表者の氏名)
電話番号 ()

小規模堆積を完了したので、日出町土砂等の小規模堆積行為の規制に関する条例第16条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

許可番号等	年 月 日 第 号
完了年月日	年 月 日
検査希望日	年 月 日

小規模堆積承継届出書

年 月 日

日出町長 様

届出者 住 所
氏 名
(法人にあつては、名
称及び代表者の氏名)
電話番号 ()

小規模堆積の許可に係る地位を承継したので、日出町土砂等の小規模堆積行為の規制に関する条例第17条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

許可番号等	年 月 日 第 号
承継前の事業者	住所
	氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
承継の理由	
承継年月日	年 月 日

添付書類

- 1 地位を承継した事実を証する書面
- 2 地位を承継した者の住民票の写し（法人にあつては、登記事項証明書）
- 3 地位を承継した者が未成年者である場合にあつては、法定代理人の住民票の写し（法定代理人が法人である場合にあつては、登記事項証明書）

小規模堆積譲受許可申請書

年 月 日

日出町長 様

申請者 住 所
氏 名
(法人にあっては、名
称及び代表者の氏名)
電話番号 ()

日出町土砂等の小規模堆積行為の規制に関する条例第18条第1項の規定により、小規模堆積の譲受けの許可を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

譲受けに係る許可の許可 番 号 等	年 月 日 第 号
譲 受 け の 相 手 方	住所 氏名又は名称 (法人にあっては、代表者の氏名)
小規模堆積区域の所在地	
現 場 責 任 者 の 氏 名	
譲 受 け の 理 由	
申請者が未成年者である 場合の法定代理人の氏名 及び住所（法定代理人 が法人である場合にあ っては、その商号又は 名称及び住所並びにそ の役員の氏名）	

添付書類

- 1 小規模堆積区域の土地の登記事項証明書（申請者が当該土地の所有者でない場合にあっては、当該土地の登記事項証明書及び使用権原を証する書類）
- 2 申請者の住民票の写し（法人にあっては、登記事項証明書）
- 3 申請者が未成年者である場合にあっては、法定代理人の住民票の写し（法定代理人が法人である場合にあっては、登記事項証明書）
- 4 その他町長が必要と認める書類

（表）

立 入 検 査 員 証	
第 号	所 属 職 名 氏 名 年 月 日生
上記の者は、日出町土砂等の小規模堆積行為の規制に関する条例（平成19年日出町条例第10号）第22条第1項の規定により立入検査を行う者であることを証明する。	
年 月 日 日出町長	

（裏）

日出町土砂等の小規模堆積行為の規制に関する条例（抜粋）

（立入検査等）

第22条 町長は、この条例の施行に必要な限度において、土砂等の堆積行為を行った者又は当該土砂等の堆積行為に供するために土地を提供した者に対し、報告を求め、又はその職員に、土砂等の堆積行為を行った者の事務所、事業場その他の場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査し、関係者に質問し、若しくは試験の用に供するために必要な限度において土砂等は無償で収去させることができる。

2 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第26条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

（1）～（3） 省略

（4） 第22条第1項の規定による立入検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者

備考 用紙の大きさは、縦6センチメートル、横9センチメートルとすること。